

国自安第215号の2
国自旅第333号の2
国自整第357号の2
令和2年3月31日

四 国 運 輸 局
自動車交通部長 殿
自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長
旅 客 課 長
整 備 課 長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について

自動車の使用者は、道路運送車両法第48条により、定期点検を行わなければならないとされ、原則、当該自動車を抹消登録しない限り実施の義務がかかる。

一方、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、バス、タクシー及びハイヤーの利用者が減少しているなか、これらの交通機関は、事態が改善され次第、早急に通常の輸送力を確保する必要があるため、稼働しない事業用自動車を抹消登録せずに保有されている事業者が多数いるものと承知している。

このような状況を踏まえ、今回の新型コロナウイルス感染症のバス、タクシー業界に及ぼす深刻な影響やバス、タクシー事業の輸送手段としての高い公共性に鑑みて、旅客自動車運送事業者が保有する事業用自動車の定期点検について、下記のとおり取り扱うこととしたので了知されたい。

なお、本通達は、関係団体宛に通知していることを申し添える。

記

1. 定期点検の義務の取扱い

以下の全ての要件を満たす場合については、一時抹消登録された車両と同様、運行の用に供するものではないと解釈し、定期点検実施の義務はかからないものとする。

(1) 管轄する地方運輸支局輸送担当部門に該当する車両の登録番号等、休車

期間及び休車開始時の総走行距離を記載したリストを提出する。

- (2) 休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させる。

2. 注意事項

届出後、休車期間を変更することとなった場合は、遅滞なく管轄する運輸局に変更したリストを提出することとする。なお、リストの変更が未手続の状態、事業用自動車の稼働が確認されたときは、道路運送法第31条に基づく所要の措置を執ることとする。

3. 本取扱いの適用期間

令和2年6月30日までとする。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ適用期間を延長することがある。

別 添

国自安第215号
国自旅第333号
国自整第357号
令和2年3月31日

公益社団法人日本バス協会会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局

安全政策課長
旅客課長
整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について

自動車の使用者は、道路運送車両法第48条により、定期点検を行わなければならないとされ、原則、当該自動車を抹消登録しない限り実施の義務がかかります。

一方、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、バス、タクシー及びハイヤーの利用者が減少しているなか、これらの交通機関は、事態が改善され次第、早急に通常の輸送力を確保する必要があるため、稼働しない事業用自動車を抹消登録せずに保有されている事業者が多数いるものと承知しています。

このような状況を踏まえ、今回の新型コロナウイルス感染症のバス、タクシー業界に及ぼす深刻な影響やバス、タクシー事業の輸送手段としての高い公共性に鑑みて、旅客自動車運送事業者が保有する事業用自動車の定期点検について、下記のとおり取り扱うこととしたので了知されるとともに、貴会傘下会員に対して周知願います。

なお、本通達は、各地方運輸局及び沖縄総合事務局宛に通知していることを申し添えます。

記

1. 定期点検の義務の取扱い

以下の全ての要件を満たす場合については、一時抹消登録された車両と同様、

運行の用に供するものではないと解釈し、定期点検実施の義務はかからないものとする。

- (1) 管轄する地方運輸支局輸送担当部門へ該当する車両の登録番号等、休車期間及び休車開始時の総走行距離を記載したリストを提出する。
- (2) 休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させる。

2. 注意事項

届出後、休車期間を変更することとなった場合は、遅滞なく管轄する運輸局に変更したリストを提出することとする。なお、リストの変更が未手続の状態、事業用自動車の稼働が確認されたときは、道路運送法第31条に基づく所要の措置を執る場合がある。

3. 本取扱いの適用期間

令和2年6月30日までとする。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ適用期間を延長することがある。